

〔沿革〕 平成14年2月例規（刑・教）第9号 平成26年3月例規（刑・教）第15号  
見出しの要綱を別添のとおり制定し、平成5年4月1日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

千葉県警察基礎的捜査書類作成能力検定要綱

第1 目的

この要綱は、捜査書類検定に関して必要な事項を定め、もって警察官の基礎的捜査書類の作成能力を向上させることを目的とする。

第2 定義

この要綱に掲げる用語の意義は、次に定めるとおりとする。

- (1) 基礎的捜査書類 捜査書類のうち、日常取り扱う可能性が高い窃盗、詐欺、暴行、傷害等の事件に係る被害届、現行犯人逮捕手続書（甲）、同（乙）及び緊急逮捕手続書並びに侵入窃盗事件に係る実況見分調書（実況見分調書千葉県様式の制定について（昭和55年例規（刑）第8号）に定める実況見分調書千葉県様式を含む。）をいう（それぞれ司法警察員捜査書類簡易書式例を含む。）。
- (2) 捜査書類検定 初任補修科に入校中の者等を対象として、基礎的捜査書類の作成能力を向上させるために行う検定をいう。

第3 実施機関及び実施責任者

- 1 実施機関は、捜査実務研修所、実施責任者は、捜査実務研修所長とする。
- 2 捜査実務研修所長は、捜査書類検定を統轄し、次の事務を行う。
  - (1) 捜査書類検定の実施に関すること。
  - (2) 捜査書類検定の実施結果に基づく合格者の決定に関すること。

第4 検定対象者

捜査書類検定の検定対象者は、次のとおりとする。

- (1) 初任補修科に入校中の警察官
- (2) 前(1)に定めるほか、次のいずれかに該当する巡査の階級にある警察官
  - ア 初任補修科に入校した者のうち、やむを得ない理由（病気、負傷等）により、捜査書類検定を受検することができなかった者
  - イ 捜査書類検定を受検したが、不合格となった者
  - ウ その他捜査実務研修所長が必要と認めた者

第5 実施要領

捜査書類検定の実施要領については、基礎的捜査書類作成能力検定実施要領（別表）のとおりとする。

第6 合格基準

捜査書類検定の合否は、次に掲げる合格基準に基づいて判断するものとする。

なお、合格基準は、「基礎的捜査書類の作成に必要な知識」及び「基礎的捜査書類の作成」の各検定科目とも7割以上とする。

- (1) 基礎的捜査書類の作成に必要な知識に関する合格基準

基礎的捜査書類の意義及び作成に際しての一般的留意事項、被害届出人に対する教示等実務に直結する個々の事案に対応し得る実践的な知識を有していること。

- (2) 基礎的捜査書類の作成に関する合格基準

手直しの必要若しくは重要部分の欠略のない書類又は若干の手直しを加えることによりそのまま送致することができることを認める書類を作成する能力を有していること。

第7 捜査書類検定後の措置

- 1 結果の通知

捜査実務研修所長は、捜査書類検定を実施したときは、その実施結果を受検者の所属長に

通知するものとする。

2 不合格者に対する措置

捜査実務研修所長は、捜査書類検定の不合格者に対しては、当該不合格科目について再受検させるものとする。

3 備付け簿冊

捜査実務研修所は、基礎的捜査書類作成能力検定結果(別記様式)を備え付けるとともに、捜査書類検定の結果をこれに登載し、その状況を明らかにしておくものとする。

第8 その他の措置

1 捜査書類検定実施に係る細目的事項

この要綱に定めるもののほか、捜査書類検定実施に関して必要な細目的事項は、捜査実務研修所長が定めるものとする。

2 経過措置

この要綱の実施前に、「基礎的捜査書類作成能力検定制度の試行について」(平成3年5月16日付け、刑第1303号、教第795号)に基づいて実施した捜査書類検定に合格している者については、この要綱による捜査書類検定に合格したものとみなす。

以下別表等省略